

5 類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営について

杉並区教育委員会では、文部科学省から示されたマスク着用の考え方等を受け、3月31日をもって「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を終了し、4月1日から、各学校において基本的な感染症対策をしつつ、コロナ禍で得た知見を基に教育活動を展開してきた。

については、5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類へ引き下げられることに伴い、杉並区立学校の感染症対策と学校運営について新たな考え方を示したため、下記のとおり報告する。

記

1 基本方針

心身ともに健康で豊かな学校生活が送れるように、基本的な感染症対策を大切にしながら、コロナ前の日常を取り戻すだけでなく、コロナ禍で得た知見を基に、多様で質の高い教育活動を展開していく。

- 学校の教育活動の実施にあたり、児童・生徒及び教職員のマスク着用については、感染症対策を講じながら、マスクを外すことを基本とする。
- マスクの着脱については、様々な事情があることを考慮に入れて、個人の判断や意思を尊重する。
- アフターコロナ時代の新しい学校運営に向けて、かかわり・つながりの機会の創出と教育DXを推進して、令和の学校教育の実現を目指す。

2 学校における基本的な感染症対策について

(1) 教室等の換気の徹底

常時2方向の窓を同時に開ける、または「全熱交換型換気扇」の常時運転を行う。

(2) 手洗いの徹底

こまめな手洗い（登校時や給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后など）の励行について指導する。

(3) 場面に応じたマスクの着用

マスク着用を推奨する場面など、必要に応じて個人の判断でマスクを着用する。

※給食の配食、調理実習（家庭科等）、病院や高齢者施設を訪問する校外学習や交流活動の場面では、マスク着用を推奨する。

(4) 健康観察

発熱等の症状が見られる場合や体調不良時は、検温と体調の変化等について健康観察を行い、学校へ伝えるとともに、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

(5) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

宿泊を伴う校外学習を実施する場合は、訪問先のガイドライン等に基づいて実施する。

3 マスク着用の有無によるいじめや差別、誹謗中傷等に対する指導

基礎疾患があるなど様々な事情でマスクの着用が必要な児童・生徒もいることから、マスク着用の有無により、児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。

4 新型コロナウイルス感染症により登校できない児童・生徒等の出席等の取扱い

(1) 児童・生徒の感染が判明した場合

児童・生徒の感染が判明した場合には、発症から5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの間、出席停止の措置を講ずる。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨する。

(2) 濃厚接触者等の取扱い

濃厚接触者は特定されなくなるため、感染が確認されていない者については直ちに出席停止の対象とする必要はない。

(3) 感染不安を理由に登校しない場合の取扱い

感染不安を理由に登校しない場合には、児童・生徒に基礎疾患がある、又は同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、合理的な理由であることを校長が認めた場合、出席停止とすることができる。

5 臨時休業の判断について

同一集団において、複数の児童・生徒等の感染が確認された場合は、学校医等と相談し、臨時休業を実施する。ただし、感染した児童・生徒の間で感染経路に関連がない場合や、感染可能期間に登校していないなど、他の児童・生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、臨時休業を行う必要はない。

6 アフターコロナ時代の新しい学校運営に向けて

(1) かかわりやつながりの機会の創出

子どもの意見を取り入れた学校づくりや地域づくりへの参画、地域や民間団体等の外部人材の積極的な活用、異年齢や校種を超えた幼児・児童・生徒の交流など、コロナ前に当たり前だったかかわりやつながりの機会を設定する。

(2) 教育DXの推進

オンラインを活用した教育活動(外部人材との交流、会議や研修など)やオンラインを活用した家庭との連絡(欠席連絡、学校だより等の送付など)、児童・生徒1人1台タブレット端末や「学びのデジタル・プラットフォーム」(学習eポータル)活用など、コロナ禍で得た知見を活かして教育DXを推進する。

7 その他

児童・生徒が感染した場合、登校再開時に必要に応じて「登校届」を使用することも可能とする。